

受 理	平成27年3月10日	請 願 第 3 号
件 名	公共施設使用料5割減額措置の再構築を進めることを求める請願	
請 願 者	吹田市泉町2丁目32番30号 ハイムあこ1階 特定非営利活動法人 吹田市音楽療法推進会 おんがく・さーくる・コスモス 理事長 増田 左知子 ほか65団体・13人	
請 願 の 要 旨	<p>私たちの取り組んでいる市民公益活動は、行政や企業とは違う側面から、より豊かな市民生活の創出を目的として、様々な事業を自発的に提供しています。このサービス提供は、行政では手が届きにくいことや、営利企業・団体では採算面から実施できないものまで、教育や福祉だけでなく、文化・芸術・スポーツ活動に至る様々な分野に及んでいます。</p> <p>その活動の拠点として、私たちは、吹田市が設置、運営されてきた公共施設を活用し、その公共施設においては、使用料の減免が実施されてきました。単なるハード面だけでなく、設置後の運営などのソフト面においても、先進的な事業や市民公益活動への奨励や援助が打ち出されてきました。そのことは、市民公益活動団体の長年にわたる活動や要望を行政が受け止め、市議会もそれを理解され、成果としてもたらされた大きな支援策が施設使用料の減免措置です。全国的にも誇れる公共施設が整備され、さらに市民公益活動団体へは、不当な干渉や関与を行わず、奨励や援助を継続された市の姿勢を、私たちは誇りに思ってきました。そして、そのお陰で、様々な活動が促進され活性化してきました。</p> <p>ところが、平成25年度（2013年度）より突然、減額措置が廃止され、市民公益活動団体においては、公益事業自体が運営できなくなる状態に追い込まれています。市民センター等では、市民の自主的な活動は縮小を余儀なくされ、民間の営利事業や収益型活動が目立つようになりました。減額措置の廃止だけでなく、その制度の運用自体にも課題があります。例えば、文化会館（メイシアター）に関しては、市民から入場料を徴収しない催事は5割減額し、「受益者負担の原則」の例外として、限定的に適用するという見直しをされた結果、民間企業が顧客確保のために実施する催事は、当日使用料などを徴収しなければ、5割減額されるのに対し、広く一般市民を対象に参加者から500円でも徴収して運営する公益事業には適用されないという矛盾が生じています。公共施設では、事あるごとに、受益者負担の原則と言われますが、市民活動や教育・</p>	

<p>請願の要旨</p>	<p>文化・芸術・スポーツ活動への奨励援助としての支援も大切な施策ではないでしょうか。</p> <p>非営利の市民公益活動や若者の文化行事、福祉団体のチャリティーコンサート等、社会的役割を担う事業が行き場を失うことで、ボランティア活動が衰退し、結果として営利事業が優遇されています。公共施設自体も、私たち市民の多大な血税で建設されたものです。</p> <p>どうか関係団体の声を聴き、減額措置が継続され、市民活動が円滑に促進されることを強く要望するとともに、現在の制度運用も含めて再度検討していただきますよう、下記の事項を請願します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公共施設使用料5割減額措置廃止に伴い、NPOや市民公益活動を行っている市民や団体が、著しく活動の場が制限され、社会サービスの提供を行うことが困難になっている現状を十分に調査し、再構築に向けて検討してください。</p>
<p>紹介議員</p>	<p>山根 建人 木村 裕 足立 将一 矢野伸一郎 池淵佐知子</p>
<p>付託</p>	<p>財政総務委員会</p>